



11月は特定健診強化月間です

特定健診または人間ドックの受診はお済みですか？
年に一度は必ず健診を受けて、生活習慣病のリスクやがんの早期発見に努めましょう。

出張健康診断(新規事業)

期 日	受付時間	場 所	申込み期限	自己負担
11月14日(木)	午後 1 時30分～2 時 (健康診断は30分程度)	わく・ワクセンター (日野沢地区)	11月7日(木)	無料
11月28日(木)		消防団第4分団詰所 (金沢地区)	11月14日(木)	

対 象 40～74歳の国民健康保険加入者 / 後期高齢者医療制度加入者
※今年度既に町の健康診断を受診したかたは対象外
申込み 電話または右記 QR コードから



申込みフォーム

特定健診早期受診促進キャンペーン(新規事業)

11月30日までに特定健診を受診し、12月までの特定健診結果説明会に参加したかたの中から、抽選で QUO カードをプレゼントします。
また、特定健診結果説明会に参加したかた全員に秩父広域指定有料ごみ袋(可燃)中型10枚入をお渡ししています。

人間ドック助成金

疾病の早期発見、生活習慣病予防および自主健康管理の向上と健康保持増進を目的に、上限3万円助成しています。
詳細は4月号広報または町ホームページをご覧ください。

特定保健指導を受けましょう

特定健診の結果から、生活習慣病のリスクの高さに合わせて、保健師が生活習慣の改善をサポートします。また、職場などで健康診断を受診したかたも、健診結果をお持ちいただくと生活習慣の改善につながる情報を提供します。

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

国民年金保険料控除証明書が送付されます

納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料を納めたかたには、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告を行う際には、必ずこの証明書または領収書を添付してください。

控除の対象

令和6年1月1日～12月31日に納めた保険料の全額

※過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

※ご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も併せて控除が受けられます。

証明書の送付時期

○令和6年1月1日～9月30日に納めたかた・・・11月上旬に送付予定

○令和6年10月1日～12月31日に納めたかた・・・令和7年2月上旬に送付予定

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560